

奈良県太陽光発電設備等の導入に伴うJ－クレジット創出連携事業に関する協定書（案）

奈良県（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）は、県内に太陽光発電設備等を導入したことによるCO₂排出量の削減で得られた価値（以下「環境価値」という。）を取りまとめ、J－クレジット制度に基づき創出及び販売するため、次のとおり「奈良県太陽光発電設備等の導入に伴うJ－クレジット創出連携事業に関する協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、県域におけるJ－クレジットの活用促進を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

（1）甲 奈良県太陽光発電設備等の導入に伴うJ－クレジット創出連携事業に関する広報等の支援

（2）乙 別紙「奈良県太陽光発電設備等の導入に伴うJ－クレジット創出連携事業仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める業務の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、隨時、協議を行うものとする。

（実施の条件）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

ただし、書面にて甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条各号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 本事業の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由において発生したリスクについては、乙が責任を負うこととし、乙は、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴う乙とクレジット創出者等、又は、乙とクレジット購入希望者等と

のトラブルについては、乙が適切に対処しなければならない。

(損害賠償等)

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、クレジット創出者又はクレジット購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

2 前項の規定にかかわらず、甲が協定を解除することが必要と認めるときは、甲は、本協定の全部又は一部を解除することができるものとする。

(協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。

2 本事業の実績等を勘案し、協定期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で1年間継続することとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名(又は記名押印)の上、各自その1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県
知事 山下 真

乙 ○○ (住所)
○○ (社名)
○○○○(職・氏名)